

静岡県告示第347号の4

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、次のように豚コレラの予防注射を実施するので、同法第6条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により告示する。

令和元年10月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 実施の目的
豚コレラの発生予防のため
- 2 実施する区域
静岡県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
飼養されている豚及びいのしし
- 4 実施の期日
令和元年11月3日から令和2年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 注射の方法
皮下又は筋肉内注射